

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第15回会議（平成23年5月25日開催）議事要旨

第1 議題

取調べにおける録音・録画の対象・範囲、可視化の目的等に関する検討等

第2 概要

1 事務局説明

事務局から、法制審議会に係る動向、取調べの録音・録画の試行状況、ロールプレイング方式による取調べ実習、取調べの録音・録画に関する国際的な要請について説明した。各委員の意見等は以下のとおり。（ が委員からの意見、 が関連意見、（事務局）は事務局回答）

法制審議会と当研究会の関係はどうか。

法制審議会においては、当研究会の御意見・御議論が反映されるよう努める。（事務局）

平成20年の国連自由権規約委員会の最終見解では、取調べの全過程の録音・録画が求められている。取調べに真相解明機能があることを否定するわけではないが、国際的な批判を浴びている中で、取調べの真相解明機能を維持しようとするならば、全過程の録音・録画は不可欠である。

様々な国際的な要請のうち、自分の意見に沿うものだけを取り上げるのは、フェアではないのではないか。

捜査方法に関連する国際的な要請は、若干のものに限られており、その1つが取り上げられたのではないかと。

ロールプレイング方式による取調べの実習は全都道府県でなされているのか。

平成23年度の末には全都道府県で行われる予定である。（事務局）  
録音・録画の試行で得られた記録の公判での使われ方について知りたい。

試行を実施した2年間（平成21年4月から平成23年3月まで）で、警察のDVDが公判における証拠調べで使用されたのは2件（1つは検察官請求、1つは弁護側請求）であり、いずれの判決においても自白の任意性が認

められている。(事務局)

## 2 検討

以下の検討事項における各委員の議論の概要は以下のとおり。( が委員からの意見、 が関連意見)

### (1) 録音・録画の対象・範囲をどうするのか

現行の我が国の刑事手続法、刑事実体法の下では、取調べの果たす機能・役割は大きい。その機能・役割を減殺させるということは、真相解明機能を減退させ、適正な刑罰権の実現を阻害する要因となる。一方、録音・録画の効果として上げられる違法・不当な取調べの抑制は、被疑者段階の弁護制度の拡充、被疑者接見制度の適正な運用、取調べ記録制度とその証拠開示等、現行制度の一層の効果的な運用で解決できる部分が少なくない。よって、現行の刑事手続を前提に、録音・録画の導入を検討するのであれば、その目的は、「取調べの機能を損なわない範囲で、供述の任意性・信用性の立証を的確かつ迅速に行う」とすべき。録音・録画の対象は、裁判員裁判対象事件や任意性・信用性が問題となる身柄拘束事件とし、取調べ室における取調べで、自白が得られた事件で必要がある範囲を対象とすることが妥当。

録音・録画は、公判における任意性・信用性の立証に必要な範囲で、捜査官が判断する制度とすべき。

個人的には一部の録音・録画も必要ないと思う。現在、取調べにおいて被疑者の自供を得ることが難しくなっており、特に余罪事件はその傾向が顕著。そのような中、全面可視化を導入することは非常に危険であり、反対である。全面可視化は、例えて言うなら、無理な設計図で大工に家を建てるといようなもの。大工は何とかしてきっちり建てるが、その家が崩壊した場合の責任は誰が取るのか。

現場の取調べ官が全面可視化に反対している中、それを実施し治安に悪影響が出たら誰が責任を取るのか。全面可視化は国を危うくする。

一部の録音・録画では、自白の任意性の判断ができない。取調べの最初から録画すべきである。現場の取調べ官は反対しているが、人というのは、やったことのないことには反対しがちである。取調べで、自白に至るまで説得

が続くというのは、心理的な圧迫のある説得につながるおそれもあるのではないか。

検察の録音・録画の試行で、公判でDVDが再生され、任意性が否定された事例が2件あり、一部の録音・録画では任意性が判断できないということにはならない。

そもそも今まで書面だけでも判断はしてきている。全過程のほうがより判断しやすいことにつながる。

一部の場面で任意性が認められるとしても、あとの部分が全てまともということにはならない。

この研究会がなぜできたのかを考えるべき。全過程の録音・録画のほうが判断しやすいに決まっている。氷見事件や志布志事件においては、逮捕してから録音・録画したのでは遅いというのは明らかであるが、現実的に考えれば、取調べ室に入ってから録音・録画を開始するということを出発方法とせざるを得ない。ただし、一部の録音・録画では意味がなく、全過程の録音・録画が不可欠。録音・録画による（違法、不当な取調べの）抑制機能や様々な検証可能性は、全過程の録音・録画を前提にするから可能であることは、誰も否定できない。検察では、在り方会議の提言を受けて、知的障害者等、コミュニケーション能力に問題がある被疑者について、身柄事件における、全過程を含む録音・録画を試行することを決めているが、警察庁も平仄を合わせるべく、最低限、これら対象者への試行について英断すべき時期ではないか。

法務省でやるから警察もやるべきという議論はおかしい。警察が扱う被疑者と検察が扱う被疑者は違う。警察でやるなら独自の議論が必要である。

警察における初期供述が一番大事であるから、警察における試行を行うべきである。

現実的に録音・録画が可能な範囲を議論する場合、取調べの「説得」の部分をどうするかについて検討が必要である。

取調べの中で、この部分は説得であるというような区別は基本的に不可能である。

刑事司法制度全体をドラスティックに見直すべき。社会から、取調べの公平性や捜査の正しい在り方について疑問符を突きつけられた事情を考えれば、全面可視化に賛成であるが、今の刑事司法を前提とすると、物理的に無理かもしれない。そうであれば、ある程度対象を絞ってやってみるべきではないか。

知的障害者の取調べを可視化するとしても、知的障害の有無は、どこで誰が認定するのが難しい。簡単に実現できる制度ではない。

知的障害者の認定が難しいのは御指摘のとおり。だからこそ、対象を絞らず、全ての取調べを録音・録画する全面可視化が必要ではないか。

実際の事件には被害者がおり、その人にとってはその事件が唯一のものであり、軽々に「実験する」（試行を行う）ということとはできない。大きな方向性として知的障害者等について積極的に録音・録画を行うこととするのは構わないが、義務付けはすべきではない。また、「検察がやるから警察もやる」という考えには慎重であるべき。

「『実験』論はよくない」という主張は、説得力がない。

現実的には、例えば、療育手帳を持っている者を対象とする方法もある。

えん罪はあってはならないが、市民は地域の安全を守って欲しいと強く望んでいる。全面可視化により、結局自白も得られずに釈放され、被疑者が犯行を繰り返すという状況が一番困る。

これだけのえん罪が起きている事実は認めるべき。

録音・録画の実施を捜査官が「判断する」ことは、明らかに恣意的になる。大阪府堺市で起きた、公訴取消し事案を参考にすべきである。

## (2) 録音・録画の実施をどのように確保するのか

録音・録画を取調べ官の裁量で行う場合、捜査官が恣意的に録音・録画をする可能性があり、それならば、弁護側の録音・録画請求権も認めるべき。

弁護側の請求権に拘束力を持たせると、全過程の録音・録画と同じ支障が生じる。

録音・録画により捜査に支障が生じることは明らかであり、支障がある場合を例外とする必要があるが、この支障がある場合を網羅的に規定すること

は、立法技術的に困難。このため、結局、録音・録画の実施は、捜査官の裁量ということにならざるを得ないのではないか。また、録音・録画を欠く場合も、他の証拠で自白の任意性を立証できるものであり、録音・録画を欠くことのみを理由に証拠能力を否定すべきでない。

録音・録画は義務付けるべき。アメリカのミランダールの失敗（＝放棄を認めたこと）を生かし、拒否を認めない仕組みを作るべき。原則として、録音・録画がなければ証拠能力は認めるべきでない。

録音・録画にはえん罪防止機能、虚偽自白の防止機能があるという主張を論理的に考えると、当然、録音・録画記録は実質証拠とすべし、ということになるが、（全面可視化を主張する方々が）そのように主張されないのはなぜか。

録音・録画記録を実質証拠するか否かは、制度設計の問題なので、色々な考え方ができる。

録画の拒否はあり得るが、録音は義務づけるべき。

捜査官の裁量ではなく、全過程の録音・録画を試行して、見直しの段階で不適切かどうかを判断し、さらに良い制度にしていくことが必要ではないか。善し悪しの判断も、確認できる事実がないとできない。また、被疑者が望むなら撮った方が良いのではないか。

「試行をやってみればいい」という簡単な問題ではない。現場は生きており、捜査員は大変な思いで犯人を検挙している。全面可視化で、取調べ官の捜査能力もやる気も低下し、イギリスのような「インタビュー」になってしまう。

録音・録画は義務付けをして、原則として、録音・録画のない供述は、証拠能力を認めないとすべき。

録音・録画は捜査機関にメリットもあるという、日本の警察官の論文があることは指摘しておきたい。

生の事件の重みがある一方、えん罪事件について国民が抱いている意識というものがある。本日のような議論により、今後、どういうことをすれば、現場の捜査に害悪を及ぼさないで可視化を実現できるのかを多面的に検討していかなければならない。ある程度リアリティのある具体的な案を出して

いかないと、この研究会としての責任が全うできない。バランスが大事であり、この点、本日議論があった「(捜査官の)裁量による可視化」はキーワードになるのではないか。

### 第3 次回会議について

今回は6月21日(火)に行う。